

「第 8 次函館市高齢者保健福祉計画・第 7 期函館市介護保険事業計画（素案）」  
に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について

本市では、団塊の世代がすべて 75 歳を迎える平成 37 年までに、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める高齢者保健福祉計画と、介護保険サービスの見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定する「第 8 次函館市高齢者保健福祉計画・第 7 期函館市介護保険事業計画」を策定することとし、素案を取りまとめましたので、多くの市民の皆さんからのご意見を募集します。

この素案と意見応募用紙については、市役所（1 階 i スペースおよび 2 階保健福祉部介護保険課管理・計画担当）および各支所で配布するほか、市のホームページから入手することができます。

■パブリックコメント（意見公募）手続

募集期間 : 平成 30 年 1 月 17 日（水）～平成 30 年 2 月 15 日（木）  
17 時 ※必着

結果公表予定時期 : 平成 30 年 2 月

意見を提出できる方 : ・市内に住所を有する方  
・市内に事務所、事業所を有する個人および法人その他の団体  
・市内に存する事務所または事業所に勤務する方  
・市内に存する学校に在学する方  
・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

意見の提出方法 : E-mail, 郵送, 持参, FAX の方法により提出してください。

・E-mail の場合 [kaigo-keikaku@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:kaigo-keikaku@city.hakodate.hokkaido.jp)  
・郵送, 持参の場合

〒040-8666 （住所不要）函館市保健福祉部介護保険課  
（市役所本庁舎 2 階）あて

・FAX の場合 0138-26-5936 保健福祉部介護保険課あて

※ ご意見を提出される方は、住所・氏名・（法人その他の団体にあつてはその名称・主たる事務所または事業所の所在地および代表者の氏名）を明記してください。なお、これらの個人情報（法人等を含む）は、函館市個人情報保護条例に基づき保護され、公表されることはありません。

※ 電話による受付はいたしませんのでご了承ください。

※ ご意見への個別の回答はいたしません。内容ごとに分類し、取りまとめのうえ、市の考え方をホームページで公表いたします。



## 第1節 基本方針Ⅰ 地域の支え合いの推進

## 施策の方向性

今後ますます高齢化が進行するなかで、地域とのつながりが弱く、孤立する高齢者の増加が懸念されます。住み慣れた地域で、高齢期の生活をその人らしく豊かに安心して営むことができるように、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や町会等の地域の多様な支援者と連携しながら、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実化を図り、共に支え合う地域づくりに取り組みます。

さらに、高齢者は加齢に伴い、疾病にかかりやすい、介護が必要となる人が多い、認知症の発症率が高いなどの特徴があり、医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が増加しています。

こうした高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、様々な局面で包括的かつ継続的な医療と介護を提供するため、医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に向けた取組を推進します。

また、認知症の人やその家族が孤立せず、地域の支え合いのなかで生活することができるよう、認知症に対する正しい知識と理解の普及・啓発や支援体制の強化に取り組みます。

## 基本施策1 共に支え合う地域づくりの推進

施策の目標 ・多様な人々の支え合いによる地域社会の実現をめざします  
 ・支援を必要とする人へ早期に介入し適切な支援を行います

## 個別施策

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化
- (4) 高齢者虐待防止の推進
- (5) 地域における見守り活動の推進
- (6) 介護に取り組む家族等への支援の充実
- (7) 高齢者在宅福祉サービスの充実
- (8) 福祉コミュニティエリアの整備

〔 成果指標 〕

指標		目標値	現状値
指標1	家族・親族以外に関わりが あまりない人の割合	7.5%未満 [平成31年]	7.5% [平成28年]
指標2	地域ケア会議への参加者数	1,454人超 [平成32年度]	1,454人 [平成28年度]
指標3	地域包括支援センターの 相談・対応件数	17,876件超(のべ) [平成32年度]	17,876件(のべ) [平成28年度]
指標4	養護者による高齢者虐待の 相談・通報件数に占める虐 待判断件数の割合	35.1%未満 [平成32年度]	35.1% [平成28年度]

< 主な取組 >

基本施策 1	個別施策(1) 地域包括支援センターの機能強化	
	ア	地域包括支援センターの体制整備
	イ	地域包括支援センターとの連携・協働
	ウ	地域包括支援センターの普及・啓発

取組の内容

**ア 地域包括支援センターの体制整備**

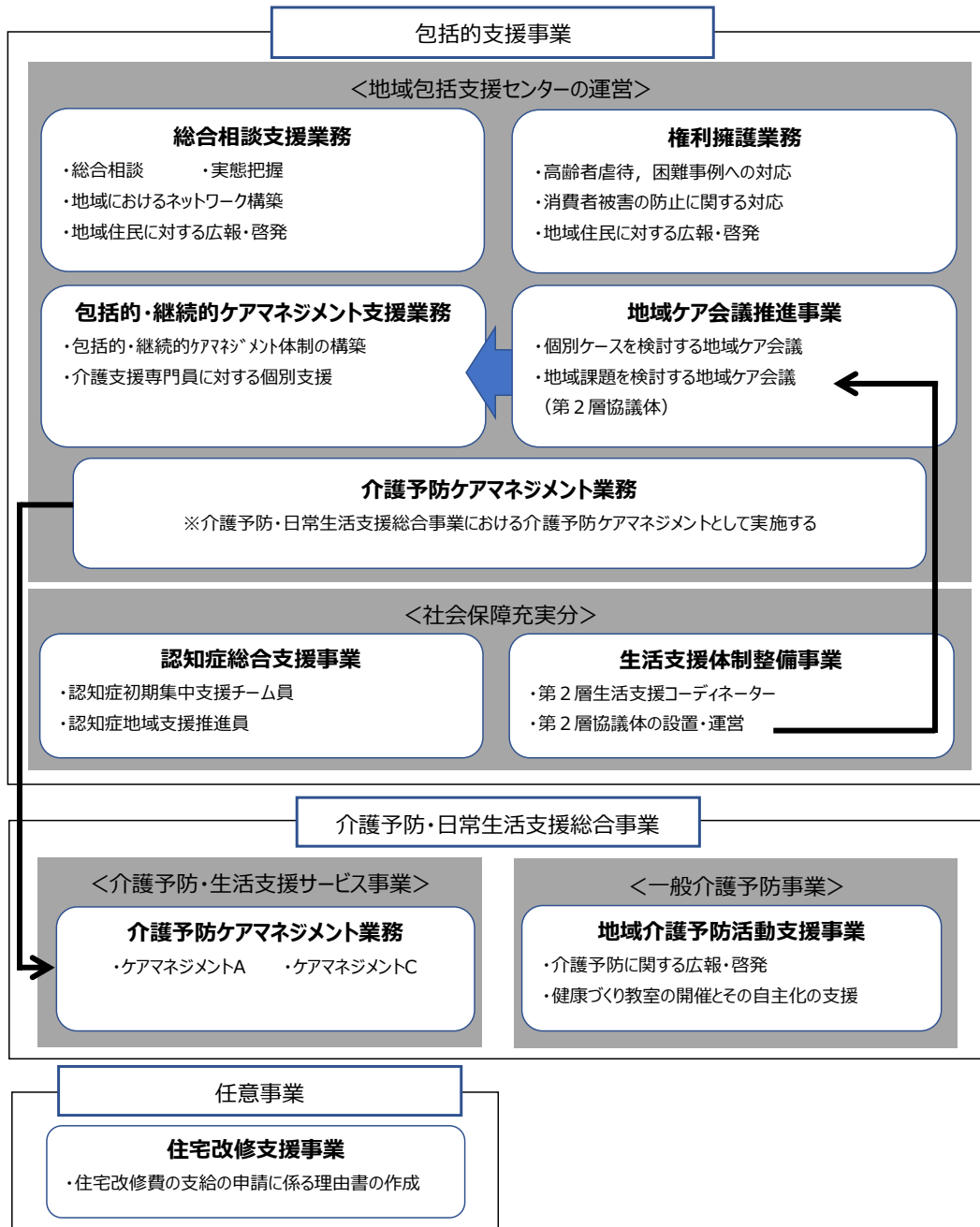
地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核機関として、様々な相談対応やサービス等のコーディネートを行うにあたり、多分野に渡る専門知識や技術を必要とするとともに、総合相談支援業務をはじめとする各事業の実施においては、高齢者の自立支援や地域課題の解決に向けた、より積極的な地域との関わりが求められています。

地域包括支援センターが地域包括ケアシステム構築に向け、期待される役割を果たすとともに、実態把握や関係機関とのネットワーク構築などの活動を十分に行うことができるよう、高齢者の人口や新たに付加する機能等に応じた適切な職員配置を図ります。

また、今後、国が定める評価指標を踏まえ、事業評価の実施方法を見直すほか、地域包括支援センターの自己評価や市の事業評価を通じて、地域包括支援センターの事業の質の向上に努めます。

取組の内容

【地域包括支援センター運営事業体系】



<地域包括支援センターが取り組む地域の重点課題>

地域で生活する人々が高齢者を見守るとともに、誰かが異変に気づいたら相談できる地域づくりに向けて、以下の3点を重点課題として取り組みます。

- ① 地域で高齢者を支える関係機関との連携強化
- ② 地域住民に対する認知症の正しい理解と地域の見守りについての普及・啓発の強化
- ③ 住民主体の活動の場の拡充による地域づくり

取組の内容

**イ 地域包括支援センターとの連携・協働**

市の地域包括ケアに関わる課や相談窓口に保健師や社会福祉士といった専門職を配置し、地域包括支援センターが適正かつ効果的に事業が実施できるよう連携を図ります。

(ア) 運営方針・活動計画の策定の連携

地域包括支援センターと協働し、取組の方向性や活動目標等を設定した運営方針を策定するほか、運営方針をもとに各地域包括支援センターが策定する活動計画やその遂行状況の自己評価、次年度の活動計画への反映といったPDCAサイクルによる事業展開に積極的に関わることにより、効果的な事業運営と事業の質の向上に努めます。

(イ) 地域包括支援センターとの協働

高齢者の複雑かつ多様化する相談や困難事例などに適切に対応するため、地域包括支援センターの職員と情報を共有しながら協働して課題解決を図るほか、定例的な協議の場を設けるとともに、地域包括支援センター連絡協議会が開催する会議や職能部会に参加し、意見交換や助言を行うなど、地域包括支援センターに対する支援を継続します。

**ウ 地域包括支援センターの普及・啓発**

地域包括支援センターが、サブネームである「高齢者あんしん相談窓口」として、地域の身近な相談先としての役割を果たせるよう、地域包括支援センターの機能や利用できる場面について、積極的に普及・啓発を図り、地域住民の認知度の向上に努めます。

トピックス

〔PDCA サイクル〕

Plan(計画), Do(実施), Check(評価), Action(改善)の頭文字をとったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって、計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方



基本施策 1	個別施策(2) 地域ケア会議の推進
	ア 地域ケア会議の開催
	イ 地域ケア会議体系の構築

取組の内容

**ア 地域ケア会議の開催**

地域住民，民生委員・児童委員など地域の支援者や専門的視点を有する多職種の参画により，地域ケア会議を開催し，高齢者やその家族に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図るとともに，多職種・多機関が連携・協働し，地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

(ア) 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議

日常生活圏域において，地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者，介護支援専門員等の多職種と連携・協働し，「個別ケースを検討する地域ケア会議」および「地域課題を検討する地域ケア会議」を開催し，個別ケースの支援を通じて，地域課題の把握を行うとともに，地域包括支援ネットワークの構築を進め，高齢者の自立支援や地域課題の解決に必要な社会資源の開発を推進します。

(イ) 市が主催する地域ケア会議(地域ケア全体会議)

日常生活圏域から抽出された地域課題を踏まえ，地域包括支援センターや関係機関，関連する会議体等と連携・協働し，『共に支え合うまち函館をめざして』をテーマに，「困った時に頼める人がいる」，「誰かの役に立っている」という市民が増えるよう，地域住民，関係機関，行政の総合力による地域づくりを行います。

トピックス

〔地域ケア会議〕

地域住民および民生委員・児童委員などの地域の支援者，介護支援専門員等の多職種が集まり，個別ケースの支援内容の検討や地域の課題について話し合う会議。高齢者個人に対する支援の充実とともに，それを支える社会基盤の整備を同時に進めること。地域包括ケアシステムを構築していくための手法のひとつ。



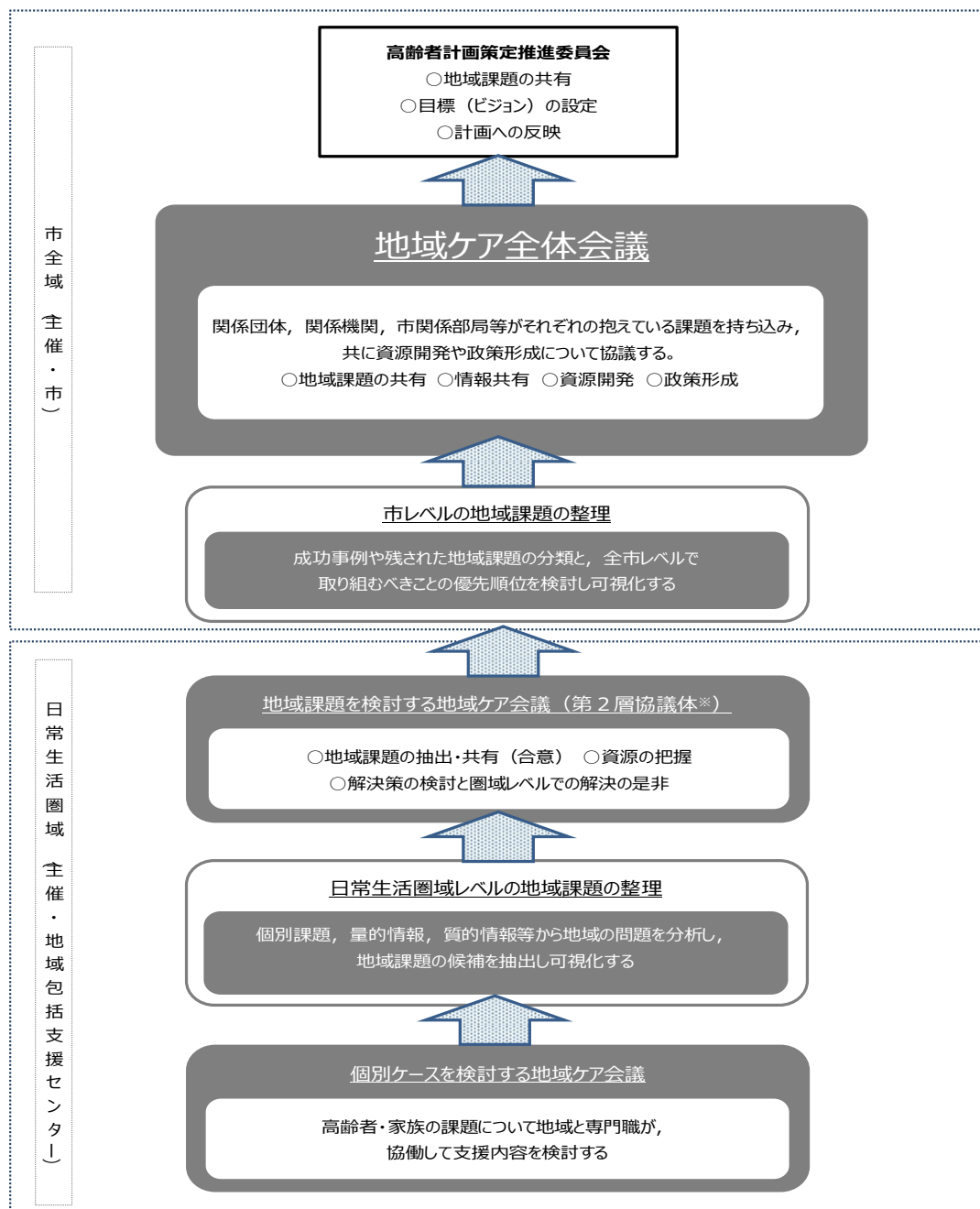
地域ケア全体会議の様子

取組の内容

イ 地域ケア会議体系の構築

地域包括支援センターと協働し、個別ケースを検討する地域ケア会議において自立支援型のケアマネジメント支援の視点を加えるほか、把握した地域課題の整理方法、既存の会議体等との連携体制を構築することについて検討を進めるなど、体系の構築と実効性のある仕組みづくりに取り組み、地域ケア会議の充実を図ります。

【函館市における地域ケア会議体系】



※生活支援体制整備事業における、日常生活圏域(第2層)単位に設置する協議体のことをいう。(42ページ参照)



<b>基本施策 1</b>	個別施策(3) 高齢者の日常生活支援体制の充実・強化
	ア 介護支援ボランティアポイント事業
	イ 暮らしのサポーター養成事業
	ウ 生活支援体制整備事業

取組の内容

**ア 介護支援ボランティアポイント事業**

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加や地域貢献を積極的に奨励・支援し、高齢者の介護予防の推進を図ります。

また、地域の支え合いを広げていくため、ボランティアの活動内容や活動場所等の拡充について検討します。

**イ 暮らしのサポーター養成事業**

住民が主体となって行う生活支援や介護予防の活動等に携わるボランティア(暮らしのサポーター)を養成する研修を実施するほか、サポーターが円滑に活動することができるよう、活動先の紹介や情報提供、助言などの支援をすることにより、地域における支え合いを推進します。

**ウ 生活支援体制整備事業**

市全域(第1層)および日常生活圏域(第2層)単位に配置する生活支援コーディネーターならびに設置する協議体において、住民の社会参加や地域に応じた支え合いの仕組みづくり等を推進し、高齢者が安心して在宅生活を継続できる地域の実現をめざします。

(ア) 生活支援コーディネーター

社会参加を通じた地域の支え合いや介護予防に関する普及・啓発、生活支援・介護予防サービスに関する情報の把握、地域に不足するサービスの開発等の役割を担います。

(イ) 協議体

生活支援コーディネーターや社会福祉協議会、地縁団体、民間事業者等、地域における多様な主体間の情報共有や地域に応じた支え合いの仕組みづくりの検討の場としての役割を担います。

<b>基本施策 1</b>	個別施策(4) 高齢者虐待防止の推進	
	ア	高齢者虐待防止の普及・啓発
	イ	高齢者虐待防止ネットワークの構築
	ウ	高齢者虐待事例への対応

取組の内容

**ア 高齢者虐待防止の普及・啓発**

(ア) 地域住民および地域の支援者への普及・啓発

地域住民および民生委員・児童委員や町会等の地域の支援者に対し、市や地域包括支援センター等の対応窓口や高齢者の異変に気付く視点等について、高齢者虐待防止講演会の開催やリーフレットの配布、地域包括支援センターによる出前講座等を通じた普及・啓発を図ります。

(イ) 介護サービス事業者等への普及・啓発

介護サービス事業者等に対し、高齢者虐待防止に関する研修を実施し、高齢者虐待の未然防止や早期発見に向けたスキルアップを図ります。

また、新設の介護サービス事業所に対し、函館市高齢者虐待対応支援マニュアルを用い、発見の際の通報義務や虐待対応の流れ、身体拘束等について説明をすることにより、その普及・啓発を図ります。

**イ 高齢者虐待防止ネットワークの構築**

司法などの専門家や医療・介護関係、警察等の代表者による要援護高齢者・障がい者対策協議会を開催し、高齢者虐待の早期発見や要援護者に対する適切な支援を行うための関係機関とのネットワークを構築します。

また、地域包括支援センターにおいて、医療機関向けに作成した「相談シート<sup>※</sup>」の普及を図り、高齢者虐待の早期の発見と相談・連絡ができる体制の構築に努めます。

※医療機関が地域包括支援センターへ連絡・相談するための様式で、虐待が疑われる高齢者に関する情報を記載するもの。高齢者虐待の通報義務、相談・通報については、個人情報の漏えいにあたらぬことを明記している。

取組の内容

**ウ 高齢者虐待事例への対応**

(ア) 養護者による高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等の関係法令や，函館市高齢者虐待対応支援マニュアルに基づき，市の相談窓口配置する保健師，社会福祉士が中心となり，地域包括支援センターと連携し，高齢者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する支援等を行います。

(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

高齢者虐待防止法等の関係法令や，函館市高齢者虐待対応支援マニュアルに基づき，市の保健師，社会福祉士が中心となり事実確認を行い，虐待と判断した場合には，改善指導や行政処分を行います。

基本施策 1	個別施策(5) 地域における見守り活動の推進
	ア 高齢者見守りネットワーク事業
	イ 地域の見守り活動の普及・啓発

取組の内容

**ア 高齢者見守りネットワーク事業**

(ア) 単身高齢者の実態把握

地域包括支援センターが，介護サービス等を利用していない75歳以上の単身高齢者宅を訪問し，対象者の心身の状況等について，実態把握を行います。実態把握の結果，必要に応じ個別の支援を行います。

(イ) 地域見守り活動協定事業者等との連携

民間事業者等が業務中に支援や保護を求められた場合，または訪問先などで異変等を発見した際に，市に相談・通報することにより，迅速かつ適切な対応につなげられるよう，市内の民間事業者等と，地域見守り活動に関する協定を締結し，協力体制の構築を図ります。

また，相談・通報がしやすくなるよう，意見交換等を実施し，連携を強化します。

**イ 地域の見守り活動の普及・啓発**

地域住民が共に支え合う地域の基盤づくりに向けて，地域包括支援センターと連携し，出前講座，リーフレットの配布等により，高齢者見守りネットワーク事業や地域での見守りの重要性について普及・啓発を図ります。

<b>基本施策 1</b>	<b>個別施策(6) 介護に取り組む家族等への支援の充実</b>	
	ア	家族介護者交流事業
	イ	男性家族介護者交流事業
	ウ	介護マーク配付事業
	エ	家族介護支援員の配置
	オ	家族介護慰労事業
	カ	家族介護用品給付事業
	キ	認知症サポーター養成事業

取組の内容

**ア 家族介護者交流事業**

高齢者等を介護している家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流を行うことにより、家族介護者の心身の元気回復(リフレッシュ)を図ります。

【家族介護者交流事業参加者】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者数	39 人	44 人	78 人	100 人	100 人	100 人	100 人

**イ 男性家族介護者交流事業**

男性家族介護者ならではの悩み、不安、介護負担を男性介護者相互の交流を通じ精神的な不安の解消を図ります。

【男性家族介護者交流事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数	—	—	2 回	4 回	6 回	6 回	6 回

**ウ 介護マーク配付事業**

認知症の人の介護は、他の人から見て介護していることがわかりにくいいため、介護者が偏見や誤解を受けることがないように、介護者であることを周囲に知らせる介護マークを作成し、周知および配付することにより、介護者を温かく見守り支え合う地域づくりを推進します。

**エ 家族介護支援員の配置**

高齢者や認知症の人を在宅で介護している家族の介護負担を軽減するため、保健師等の専門職を配置し、介護の悩みや心配に対する相談に応じるなど、地域のなかで安心して生活できるよう支援するほか、働く家族に対する相談体制の充実について検討します。

取組の内容

**オ 家族介護慰労事業**

寝たきりや認知症の高齢者を介護サービスを利用せずに在宅で介護している家族に対し、介護による身体的、精神的および経済的な負担を軽減するため、慰労金を支給します。

【家族介護慰労事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
支給件数	6 件	2 件	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件

**カ 家族介護用品給付事業**

寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつの購入に要する費用負担を軽減するため、利用券を交付します。

【家族介護用品給付事業実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
給付認定者数 (のべ)	2,278 人	1,882 人	2,424 人	2,408 人	2,545 人	2,690 人	2,690 人

**キ 認知症サポーター養成事業**

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成します。

トピックス

〔認知症サポーター〕

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を見守る応援者のこと。

サポーターには、その証としてオレンジ色のリストバンド（オレンジリング）をお渡しします。

<問合せ先>

函館市保健福祉部高齢福祉課 ☎ 21-3081



サポーターの証 オレンジリング

基本施策 1	個別施策(7) 高齢者在宅福祉サービスの充実	
	ア	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
	イ	東部地区外出支援サービス
	ウ	除雪サービス
	エ	寝具乾燥サービス
	オ	「食」の自立支援事業
	カ	高齢者生活援助員派遣事業
	キ	ショートステイ事業
	ク	シルバーハウジング生活援助員派遣事業
	ケ	在宅福祉ふれあいサービス事業
	コ	安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業

取組の内容

**ア ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業**

ひとり暮らしの高齢者等で、身体が虚弱なため緊急事態に機敏に行動することが困難な方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を抱えている方などを対象に、火災や急病、その他の事故等の緊急時に消防本部へ通報できる装置を設置します。

【緊急通報システムの設置状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規設置台数	211 台	161 台	208 台
年度末設置総数	1,894 台	1,721 台	1,638 台

**イ 東部地区外出支援サービス**

車いすの利用などで一般の交通機関を利用することが困難な東部地区居住の高齢者等を対象に、移送用車輛で利用者の居宅と医療機関等との間の送迎を行います。

【東部地区外出支援サービスの実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	3,762 人	3,796 人	3,924 人

取組の内容

**ウ 除雪サービス**

ひとり暮らしの高齢者等で、除雪を行うことが困難で家族等の支援を受けられない方を対象に、生活通路の確保のため、除雪や排雪、屋根の雪下ろしを行います。

【除雪サービス利用者数】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	1,283 人	765 人	1,139 人

**エ 寝具乾燥サービス**

ひとり暮らしの高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の乾燥を行います。

【寝具乾燥サービスの実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	61 人	67 人	89 人

**オ 「食」の自立支援事業**

地域の事業者が実施している配食サービスを活用し、ひとり暮らしの高齢者等で、食事の調理が困難な方を対象に、定期的に食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

【「食」の自立支援事業の実施状況】

区 分	実 績		見 込	計 画			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
利用件数(のべ)	25,783 件	20,567 件	20,058 件	20,058 件	20,058 件	20,058 件	20,058 件

**カ 高齢者生活援助員派遣事業**

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、介護保険制度で対応できない草取りなどの家周りの手入れ等、一時的に軽易な生活援助サービスを行い、在宅で自立した生活を送ることができるよう支援します。

【高齢者生活援助員派遣の状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(のべ)	54 人	46 人	83 人

取組の内容

**キ ショートステイ事業**

在宅での自立した日常生活を営むことに支障がある高齢者で、介護している方の疾病などにより、介護保険の利用限度を超えて短期入所生活介護等の利用が必要と認められる方などに、一時的に短期入所生活介護施設等に入所させ、必要なサービスを提供します。

【ショートステイの実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(のべ)	447 日	419 日	524 日

**ク シルバーハウジング生活援助員派遣事業**

高齢者の特性に配慮し、バリアフリー化された市営住宅花園団地内のシルバーハウジングに生活援助員を配置し、居住者に対する生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供します。

**ケ 在宅福祉ふれあいサービス事業**

社会福祉協議会が実施主体となり、町会単位で設置している在宅福祉委員会において、ひとり暮らしの高齢者等を対象に、訪問安否確認や家事援助、給食、訪問理美容のサービスを提供するほか、ボランティア団体への活動支援、健康・生きがいづくりなどに関する各種事業を実施します。

【在宅福祉ふれあいサービス事業の実施状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅福祉委員会数	125 委員会	124 委員会	130 委員会
協力員数	2,045 人	2,026 人	2,092 人
対象世帯数	5,700 世帯	5,624 世帯	5,815 世帯

**コ 安心ボトル(救急医療情報キット)配付事業**

65歳以上のひとり暮らしの高齢者等を対象に、かかりつけ医療機関や持病などを記載した情報用紙等を保管する安心ボトル(救急医療情報キット)を無料で配付し、万一の際の迅速で適切な救急活動に役立て、高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

【安心ボトルの配付状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配付数	215 本	225 本	240 本



基本施策

1

個別施策(8) 福祉コミュニティエリアの整備

取組の内容

福祉コミュニティエリアは、東央部第1圏域に位置する日吉町4丁目の市営住宅団地跡地に、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、安全で安心して快適に暮らし続けられる住まいをはじめ、在宅の高齢者や障がい者などを支援する各種サービスを提供する事業所のほか、在宅での生活が困難な方のための施設などを整備するとともに、ふれあいや生きがいをもって共に支え合う地域コミュニティを形成することで、地域福祉を実践し、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとしての整備を進めます。

【福祉コミュニティエリアにおける主な事業】

- ・住宅(戸建て住宅, 集合住宅, サービス付き高齢者向け住宅など)
- ・多世代交流施設
- ・メディカルモール(在宅療養支援診療所など)
- ・広域型特別養護老人ホーム
- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・地域密着型特定施設
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・院内保育所, 託児所
- ・総合相談窓口
- ・就労支援サービス
- ・生活支援サービス
- ・コミュニティ・カフェレストラン
- ・介護予防, 健康増進事業など
- ・生活利便施設(スーパーマーケット, コンビニエンスストアなど)
- ・道路, 公園, 広場, 共同駐車場など

6施設 223床